

きのこ生産者の皆様へ

県独自緊急補てん事業

『きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業』について

きのこ培地資材高騰の影響を緩和するため、事業実施主体を経由し、県独自に価格高騰分の一部を生産者へ交付します。

1 交付対象の生産者

県内で菌床きのこ（なめこ、しいたけを除く）を栽培し、**次の要件に該当する生産者**とします。

- (1) 農業者 (2) 農業協同組合 (3) 農業者の組織する団体・法人
(4) 農業協同組合出資法人 (5) 民間事業者^{※1}

※1：「中小企業基本法」第2条第1項に定める中小企業とします。

2 申請先

申請者	申請先
JAに出荷している場合	農業協同組合
JA以外に出荷している場合	市町村

※出荷先が双方の場合は、いずれかの申請先を選択し、提出してください。
その際はあらかじめ、申請先へご相談ください。

3 補てん内容

(1) 補てん対象期間

令和4年4月1日から令和5年3月1日までの出荷物を対象とします。

(2) 補てん単価

対象となる出荷物 1kgあたり **2.5円^{※2}**

※2：今後の価格上昇を考慮して、補てん単価を決定します(上限3.0円(予算の範囲内))。

(3) 補てん額の算出方法

きのこの出荷数量(R4.4/1~R5.3/1 までに出荷が確認できる量)×補てん単価

<補てん対象の品目>

対象	えのきたけ、ぶなしめじ、エリンギ、バイリング、うすひらたけ、ひらたけ、万年茸、はたけしめじ、その他菌床きのこ
対象外	なめこ、しいたけ

4 計画申請・実績報告

(1) 計画申請

申請者は市町村又はJAへ、**【別添「申請書」】**及び、**出荷伝票等(R4.4/1~R4.10/31分)**の**関係書類**を**11月22日(火)**までに提出してください(詳細は申請先へお問い合わせ下さい)。

(2)実績報告

申請①と同様の市町村又はJAへ、【経営改善計画書（実施要領様式第2号）】及び、出荷伝票等（R4.11/1～R5.3/1分）の関係書類を令和5年3月6日(月)までに提出してください。

5 交付方法・スケジュール

補てん金は申請先の市町村・JAから、3月上旬までに交付される予定です。



<事業のスケジュールと提出内容>

申請先	提出書類		交付予定時期
	計画申請	実績報告	
農業協同組合 きのこ担当課	別添「申請書」 及び関係書類 (令和4年11月22日)	経営改善計画書 及び関係書類 (令和5年3月6日)	令和5年3月上旬までに交付予定
市町村 農業担当課			

6 お問い合わせ先

申請先がご不明な方、事業に関する質問等は下記の農業農村支援センターへお問い合わせください。

- ・ 佐久農業農村支援センター 0267-63-3144
- ・ 上田農業農村支援センター 0268-25-7125
- ・ 諏訪農業農村支援センター 0266-57-2912
- ・ 上伊那農業農村支援センター 0265-76-6812
- ・ 南信州農業農村支援センター 0265-53-0413
- ・ 木曾農業農村支援センター 0264-25-2220
- ・ 松本農業農村支援センター 0263-40-1915
- ・ 北アルプス農業農村支援センター 0261-23-6510
- ・ 長野農業農村支援センター 026-234-9512
- ・ 北信農業農村支援センター 0269-23-0210

別添

きのこ培地資材価格高騰緊急対策事業 補助金申請書

殿

令和4年 月 日

氏名(会社名): 印

下記のとおり申請致します。

記

1 申請者情報	住所	
	電話番号 (TEL)	
	メールアドレス	

2 出荷実績	品目	R3 出荷実績 (kg)	出荷実績内訳(kg)				実績計(kg) (A)
			JA	市場	直売所	個人等	

※出荷実績内訳は令和4年4月1日から令和4年10月31日までの実績を記入してください。

※また上記の期間の出荷実績の確認ができる書類を添付してください。

3 出荷計画	品目	出荷計画内訳(kg)				計画計(kg) (B)	出荷数量合計 (kg) (A)+(B)
		JA	市場	直売所	個人等		

※出荷計画内訳は令和4年11月1日から令和5年3月1日までの計画を記入してください。

※出荷数量合計は実績計(A)と計画計(B)の合計値を記入してください。

4 その他 留意事項		
---------------	--	--

※補てん金交付先の口座の指定については申請先にご相談ください。